導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　国勢調査による本町の人口は、昭和５５年の１８，９３４人から減少傾向で推移しており、平成１７年度に一度増加に転じたものの、平成２２年度には再び減少に転じ、平成２７年度には１４，２０８人まで減少している。現在でもその傾向は変わっていない。また、就業構造については、全就業者のうち５３％が町外に通勤しており、町内の労働力の約半数が町外に流出している状況となっている。

　　経済センサスの結果から本町の産業構造を見ると、卸売・小売業、飲食サービス業、が事業者数、従業員数ともに多く、本町の産業の中心となっているが、そのほぼ全てが中小企業であり、人手不足や後継者不足によりその数も年々減少している。この状況は、現在も変わっておらず、このままでは、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

　　これらの問題を解決するため、町独自の取組として、制度融資事業やこれに伴う信用保証料補助事業などにより、町内事業者への支援を行ってきたが、状況の好転までには至っていない。引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、技術承継を支援していくことは喫緊の課題である。

（２）目標

　　中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、中心産業のみならず幅広い業種の産業の発展を図ることを目的とする。

　　本計画の目的を実現するため、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　本町は、卸売・小売業、飲食サービス業が中心産業ではあるが、建設業、製造業など、幅広い業種の中小企業が存在している。これらどの中小企業にとっても労働生産性の向上は共通の課題であり、中小企業を広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　本町の中小企業は、町内全域に渡って点在しており、特定の地域を対象とすることは難しいため、計画の区域は町全域とする。

（２）対象業種・事業

　　本町は、卸売・小売業、飲食サービス業が中心産業ではあるが、建設業、製造業など、幅広い業種の中小企業が存在していることから、計画の業種については全業種とする。また、事業についても、最先端技術を活用した商品の開発や専門性の高い製品や情報通信関連部品の製造など、中小企業の新たな取組を支援するため、労働生産性を年平均３％以上向上させるための設備導入を伴うものであれば、幅広く対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　計画期間は国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　計画期間は３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

　本計画において配慮すべき事項として、先端設備等導入計画の目的については、労働生産性の向上であることを条件とし、生産額の維持であっても労働力不足を補うもので、人員削減が目的であるものは認定しないこととする。

　また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第２項、第５項及び第１１項に規定される営業に該当する事業など、公序良俗に反するものや、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者との関連が認められるものは認定しないこととする。

　なお、町税などの滞納がある中小企業については認定しない。